

Fast Track Purchase
Purchase Order
取引条件

2026年4月27日改訂

第1条 本契約

本規約及び本規約に添付され、又は本規約において参照されている文書（以下総称して「本契約」という。）は、当事者間の契約を構成するものとする。本契約が基本契約（両当事者間で別途締結された個別の契約を含む。）に基づかない場合、本契約は当事者間における完全な合意を構成するものとする。一方、本契約が基本契約に基づく場合、本契約は、当該基本契約において要求される作業明細書、プロジェクト明細書、発注書その他の文書とみなされ、基本契約と本契約との間に内容の抵触が生じた場合には、基本契約の定めが優先して適用されるものとする。

第2条 当事者の関係

サプライヤーは、自己の責任と裁量において業務を遂行する独立した事業者であり、会社との間に雇用その他これに類する関係を有するものではなく、また、会社の代理人、代表者又は共同事業者であるものでもなく、これらであると表示又は表明してはならないものとする。サプライヤー及びその従業員ならびに代理人は、いかなる目的においても会社の従業員とはみなされず、また、会社の従業員向けに提供されるいかなる福利厚生制度の適用対象ともならない。サプライヤーは、会社を代理していかなる契約又は約束も締結する権限を有しないものとし、自己の従業員及び代理人に関する一切の支払（報酬、賃金、税金その他を含む。）について、単独でその責任を負うものとする。

第3条 再委託先

サプライヤーが再委託先を利用する場合、サプライヤーは、当該再委託先による本契約に基づくサプライヤーの保証、表明、義務及び責任の遵守について、全責任を負うものとする。サプライヤーは、再委託先の作為又は不作為について、当該作為又は不作為がサプライヤー自身によるものであった場合と同一の範囲において、会社に対して責任を負うものとする。

第4条 成果物、仕様及びスケジュール

サプライヤーは、本契約に基づき提供が求められるすべての成果物（以下「成果物」という。）を、本契約に定める仕様、設計、図面、指示、性能基準及びスケジュールに従って提供するものとする。履行期限は本契約の重要な要素を構成するものとする。

第5条 梱包、出荷、危険負担及び所有権

梱包及び出荷は、本契約に定めるところに従って行われるものとする。各成果物についての滅失、損傷その他の危険は、当該成果物が会社に引き渡され、かつ検収されるまでの間、サプライヤーが負担するものとする。成果物の所有権は、以下のいずれか早い時点において会社に移転するものとする。

- (1) 当該成果物が会社に引き渡され、かつ検収された時点
- (2) 当該成果物についての代金が支払われた時点

第6条 検収

成果物の検収は、会社が、支払又は事前の検査の有無にかかわらず、いつでも合理的な方法により実施できるものとする。成果物が本契約の要件に適合しない場合、会社は、他のいかなる権利を制限されることなく、サプライヤーの責任と負担において、①当該不合格となった成果物の速やかな修補、交換又は再履行、又は②当該不合格となった成果物の代金の返金を求めることができるものとする。不合格となった成果物は、サプライヤーの危険負担においてサプライヤーによる引取りまで保管されるものとする。会社による成果物の検収は、サプライヤーの本契約上の義務又は責任を免除するものではない。

第7条 価格

当事者間で書面により明示的に合意されない限り、価格は確定かつ上限を有する最終価格とし、いかなる種類のコスト変動についても連動、更新又は調整されないものとする。かかる価格には、成果物の提供に関連してサプライヤーにより発生し、又はサプライヤーに課され得る一切の費用及び経費（付加価値税その他の税金、許認可の取得、第三者からの権利取得及び輸送費用を含むがこれらに限られない。）が含まれるものとし、これらについてはサプライヤーが単独でその責任を負うものとする。

第8条 税金

各当事者は、適用される法令に基づく自己の直接税及び間接税に関する負担を、それぞれ自己の責任において負担するものとする。会社は、適用法令により求められる場合、サプライヤーに対する支払金額から税金を源泉徴収することができるものとする。

る。サプライヤーは、当該税金の軽減若しくは免除、又は会社が当該税金に関する法的義務を履行するために合理的に必要となる各種様式又はその他の書類を、会社の求めに応じて提供するものとする。

第9条 請求及び支払

サプライヤーは、成果物が完成し、会社に提供されるまで、当該成果物に関する請求を行ってはならないものとする。会社は、本契約に定める「請求先」住所において、正当な請求書を受領するまでは、いかなる支払義務も負わないものとし、「請求先」住所が特定されていない場合には、会社の主たる事業所における受領をもって足りるものとする。支払条件は、会社が承認した正当な請求書を受領した時点から起算されるものとする。サプライヤーに対する支払は、請求書の日付から60日以内に行われるものとする。ただし、契約期間中のいずれかの12か月間において、サプライヤーに対する支払額が15万米ドル（又は他の通貨による同等額）以上となる場合には、請求書の日付から120日以内とする。もっとも、適用法令によりこれより短い支払期間が義務付けられる場合には、当該短い期間が適用されるものとする。支払は、本契約に定める通貨により行われるものとする。各当事者は、自己が相手方に対して負う債務と、相手方が自己に対して負う債務とを、いつでも相殺する権利を留保するものとする。会社による支払は、サプライヤーの契約上又は法令上の義務若しくは責任を免除するものではなく、また、会社の検査、検収、相殺その他一切の権利を制限するものではない。

第10条 保証

サプライヤーは、以下の事項を表明し、保証するものとする。

- (1) 成果物は、完成及び引渡し時ならびにその後1年間（又は適用法令により定められる期間のうち、いずれか長い期間）、欠陥がなく、会社が提供したすべての書面による提案、説明、サンプル又はモデルならびに本契約の要件に適合すること
- (2) 成果物は、完成及び引渡し時ならびにその後1年間、商業的に通常期待される品質を有し、所定の目的に適合するものであり、かつ再生品又は改装品ではない新品であること
- (3) すべての役務は、熟練した要員により、善良かつ適切な方法で提供されること
- (4) 成果物は、完成及び引渡し時において、適用されるすべての連邦、国、州及び地方の法令、規則、条例及び命令を遵守していること

- (5) 本契約において明示的に別段の定めがある場合を除き、成果物について、先取特権、制限、担保権その他一切の負担のない、完全かつ有効な所有権を会社に移転するものであること
- (6) 事前に本契約の業務内容において会社に通知した場合を除き、成果物にはオープンソース素材又は第三者からライセンスを受けた素材が含まれていないこと
- (7) 本契約を締結し、かつ完全に履行するために必要な権限、経験及び助言を有し、又は取得していること
- (8) 成果物又はその提供、使用若しくは販売が、特許権、商標権、営業秘密、著作権、契約上の権利その他第三者のいかなる権利も侵害又は違反しないこと
- (9) 成果物の提供に従事する個人に関して、適切な税金の支払及び源泉徴収を行い、かつ当該個人が当該業務を行う国において合法的に就労可能であることを確認していること
- (10) 会社の利益と相反するおそれのある状況又は取引について、会社に対して開示すること

第 11 条 会社財産に関する責任

サプライヤーは、会社から提供され、又は会社の費用により取得された一切の財産（以下「会社財産」という。）を、会社のために、かつ会社を受益者として、信託の趣旨に従い管理・保管するものとする。サプライヤーは、会社財産を、会社の利益のためにのみ使用するものとし、すべての会社財産について、会社の財産であることが明確に判別できるよう表示しなければならない。サプライヤーは、会社財産を、売却、賃貸、譲渡、移転、質入れ、担保設定その他いかなる形でも処分又は負担を設定してはならないものとする。

第 12 条 個人データ

サプライヤーが、会社からアクセスし又は取得する個人情報、会社がサプライヤーに提供する個人情報、又はサプライヤーが会社のために収集若しくは取得する個人情報（いずれも適用法令により定義されるものとする。）について、何らかの処理又は一連の処理を行う場合、サプライヤーは、当該処理を行う前に、遅滞なく会社に通知するとともに、会社が別途提供する標準的なデータ処理条件について書面により合意しなければならないものとする。

第 13 条 会社ポリシーの遵守

13.1 贈収賄防止

13.1.1 サプライヤーは、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄法ならびに成果物が実施、提供又は製造される国又は地域の法令を含む、適用されるすべての贈収賄・汚職関連法令（以下「贈収賄防止法」という。）を遵守するものとする。

13.1.2 サプライヤーは、会社に関連するいかなる取引においても、不正な利益又は便益を取得する目的で、政府関係者、その家族、政府支配下企業の従業員、政党、又は政府のために業務を行うその他の公的若しくは私的な個人又は団体に対し、直接又は間接を問わず、金銭その他一切の価値を有するものを提供又は移転してはならないものとする。サプライヤーは、会社から支払われる金銭が、適用法令に違反する贈賄、リベート又はファシリテーション・ペイメントのために使用されておらず、また将来においても使用されないことを保証するものとする。

13.1.3 サプライヤーは、本契約に基づく義務を履行するにあたり再委託先を利用する場合、当該再委託先が会社のために政府機関又は政府関係者と接触する前に、当該再委託先について会社に開示し、かつ事前に会社の承認を得なければならないものとする。

13.1.4 サプライヤーは、会社の書面による事前承認を得ることなく、会社のために、政府機関又は政府関係者に対し、いかなる価値を有するものも提供又は移転してはならないものとする。ただし、会社が書面により明示的に指示した場合はこの限りでない。

13.1.5 サプライヤーは、会社から求められた場合、適用法令の遵守状況について、速やかに証明するものとする。

13.2 貿易制裁

13.2.1 サプライヤーは、会社に関連するいかなる取引においても、米国財務省外国資産管理局（OFAC）又はその他各国の政府機関により経済制裁が課されている国又は地域（以下「制裁対象国」という。）の政府、当該国又は地域内のいかなる団体、集団又は個人とも、直接又は間接に関与し、又はこれらを利用してはならないものとする。また、OFACの特別指定国民・凍結対象者リストその他これに類する各国政府機関が管理する制裁対象者リストに掲載されている政府、団体、集団又は個人（以下「制裁対象者」という。）とも、直接又は間接を問わず関与してはならないものとする。

13.2.2 サプライヤーは、自らが、(a) 制裁対象者でないこと、(b) 制裁対象者により所有又は支配されておらず、また制裁対象者のために又はこれに代わって行動していないこと、並びに (c) 制裁対象国により直接又は間接に所有又は支配されておらず、また制裁対象国のために又はこれに代わって行動していないことを表明し、保証するものとする。

13.2.3 サプライヤーは、会社のために又は会社に代わって、制裁対象国に関与するいかなる事業も行ってはならないものとする。

13.2.4 サプライヤーは、会社に対する供給義務を履行するために、制裁対象者又は制裁対象国から、直接又は間接を問わず、いかなる物品又は役務も使用してはならないものとする。

13.2.5 サプライヤーが制裁対象者に指定された場合、又は制裁対象者若しくは制裁対象国と関連、支配若しくは所有関係を有するに至った場合、サプライヤーと会社との間のいかなる契約も、当然に終了するものとする。

第 14 条 その他のポリシー及び要件

サプライヤーは、本契約の効力発生日現在において、<https://www.coca-colacompany.com/our-company/workplace-overview/suppliers/supplier-requirements>に掲載されているその他すべてのポリシー及び要件を遵守するものとする。これらのポリシー及び要件は、本契約に添付され、又は適用法令により必要とされる場合には別途書面により提示されるものとする。サプライヤーは、さらに、当事者間で合意されたその他一切のポリシー及び要件についても遵守するものとする。

第 15 条 法令遵守

各当事者は、適用されるすべての連邦、国、州及び地方の法令、規則、条例ならびに命令を遵守するものとする。

第 16 条 不可抗力

当事者の合理的な支配を超える予見不能な事情により、当該当事者の履行が商業上実行不可能となった場合には、その限度において、いずれの当事者も相手方に対し、本契約に基づく不履行について責任を負わないものとする。このような不履行が生じた場合、(i) 当該当事者は、当該事象又は事情の影響を最小限に抑えるため、誠実に努力するものとし、(ii) 相手方は、理由のいかんを問わず、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第 17 条 監査

契約期間中及び契約期間終了後 5 年間（ただし、消滅時効期間がこれより長い請求に関連する場合には、その期間）にわたり、サプライヤーは、本契約に関連する自己の記録を保存するものとする。この期間中、会社は、合理的な事前通知を行い、通常の営業時間内において、サプライヤーの表明、保証及び義務の遵守状況を確認する目的で、サプライヤーの施設及び記録を検査し、監査する権利を有するものとする。

第 18 条 知的財産権

18.1 開発知的財産

サプライヤーは、本契約の履行に関連して、又は会社の情報若しくは資源（成果物を含む。）の使用に関連して、サプライヤー又はサプライヤーが提供するいかなる者によって、単独又は共同で創作、作成、着想、完成、実施又は作成された、特許権、著作権、商標権、営業秘密、トレードドレスその他一切の知的財産権（以下「開発知的財産」という。）に関する、全世界におけるすべての権利、権原及び利益を、取消不能の形で、かつ永久に、The Coca-Cola Company（以下「TCCC」という。）に譲渡するものとする。サプライヤーは、本契約に基づき業務を行ういかなる者についても、当該開発知的財産の譲渡に書面で同意させるものとする。サプライヤーは、開発知的財産が生じた場合、速やかに会社に開示するものとする。適用法令により認められる範囲において、(i) 成果物は職務著作物とみなされ、当該成果物に係る著作権は TCCC に帰属するものとし、また (ii) サプライヤーは、当該成果物に関して認められる限りにおいて、いわゆる著作者人格権を放棄することに同意し、かつ本契約に基づき業務を行ういかなる者についても、同様の放棄に書面で同意させるものとする。本条に基づく譲渡は、将来発生する権利、ならびに現在又は将来における新たな使用態様、媒体、手段及び形態を含む、全世界における一切の利用形態を対象とするものとする。開発知的財産の譲渡に関し、形式的手続が必要となる場合、サプライヤーは、会社の要請に応じて、無償かつ遅滞なく当該手続を完了するものとし、当該手続が完了するまでの間、サプライヤー名義の開発知的財産を、TCCC のために、かつ TCCC を受益者として信託の趣旨に従い保有するものとする。サプライヤーは、開発知的財産又は成果物の使用、配布、複製、販売その他の利用に関連して、TCCC、その関連会社又はその他いかなる第三者に対しても、いかなる知的財産権の主張も行わないものとする。

18.2 既存知的財産

本契約において明示的に定める場合を除き、TCCC は、本契約締結日以前にサプライヤーにより単独で創作された、又は本契約に基づく業務とは無関係に作成されたことが明確に文書化されている一切の知的財産権（以下「既存知的財産」という。）について、何らの権利も取得しないものとする。サプライヤーは、既存知的財産が成果物に組み込まれている場合には、当該既存知的財産について、TCCC に対し、再許諾可能な、非独占的、全世界的かつ永久の使用許諾を付与し、TCCC が当該既存知的財産を製造し、製造させ、使用し、又は販売することを認めるものとする。

18.3 TCCC の知的財産

サプライヤーは、本契約に関連して会社からサプライヤーに提供されるか否かを問わず、TCCC 又はその関連会社が所有し、又は支配する一切の知的財産権について、本契約において明示的に定められている場合を除き、いかなる権利、権原又は利益も取得しないものとする。

18.4 ドメイン名

本契約に基づき、サプライヤーがインターネット上のドメイン名又は URL を作成する場合には、事前に https://snap.coke.com/sc/browseCatalogItems.aspx?category_id=Domain%20Management を通じて会社の承認を取得しなければならないものとする。当該ドメイン名又は URL は、当事者間で書面により別途合意しない限り、会社の要請があった場合又は本契約の終了若しくは満了時に、閉鎖されるものとする。

第 19 条 秘密情報

19.1 秘密情報

各当事者（以下「開示当事者」という。）は、当事者間の関係を推進する目的（以下「本目的」という。）のため、相手方当事者（以下「受領当事者」という。）に対し、情報を開示し、又は受領当事者が当該情報を閲覧することを予定するものとする。以下の情報のみが秘密情報（以下「秘密情報」という。）として取り扱われるものとする。

- (1) 開示当事者が秘密である旨を表示又は指定した情報
- (2) 秘密である旨の表示又は指定がない場合であっても、その性質又は開示状況に照らし、合理的な者であれば秘密であると判断する情報
- (3) 当事者が本目的のために相互に協力しているという事実

19.2 義務

受領当事者は、(i) 秘密情報を、本目的を達成するために知る必要のある自己の従業員に対してのみ開示するものとし、(ii) 本条に別途定める場合を除き、秘密情報を第三者に開示せず、(iii) 秘密情報を本目的のためにのみ使用し、(iv) 開示当事者からの書面による要請があった場合又は本契約が終了若しくは満了した場合には、30 日以内に、秘密情報（その複製物を含む。）を返還、破棄又は消去するものとする。ただし、受領当事者は、本契約上の義務を証明する目的に限り、1 部の保存用写しを保有することができるものとする。

19.3 開示が認められる場合

19.3.1 受領当事者は、本目的の達成又は本契約に基づく権利の行使に必要な範囲内で、かつ必要最小限の者に限り、自己の再委託先、役員、株主又は請負業者に対して秘密情報を開示することができるものとする。ただし、受領当事者は、(i) 当該開示先が本目的の達成のために秘密情報を知る必要があること、(ii) 当該開示先に対し秘密情報の秘密性を認識させていること、並びに (iii) 当該開示先が本条に定める義務と同等又はそれ以上に厳格な秘密保持義務を負っていることを事前に確保するものとする。受領当事者は、当該開示先による本契約又は本条違反について、当該違反が受領当事者自身によるものであった場合と同一の範囲において責任を負うものとする。

19.3.2 受領当事者は、法令又は政府機関の要請により秘密情報を開示する必要がある場合、(i) 速やかに開示当事者に通知し、(ii) 開示当事者による開示制限又は異議申立てに合理的に協力し、かつ (iii) 開示が義務付けられる範囲に限って秘密情報を開示するものとする。

19.4 例外

本条に基づく秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する秘密情報については適用されないものとする。

- (1) 受領当事者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- (2) 開示時点において受領当事者が正当に保有していたことを記録により証明できる情報
- (3) 秘密保持義務に違反することなく第三者から適法に取得した情報
- (4) 開示当事者からの開示によらず、受領当事者が独自に開発した情報
- (5) 開示当事者又はその親会社、子会社若しくは関連会社により、秘密保持義務を課すことなく第三者に開示された情報

19.5 存続期間

本条に基づく秘密保持義務は、本契約の終了又は満了後5年間存続するものとする。ただし、当該期間満了時点において営業秘密として管理されている秘密情報については、当該秘密情報が営業秘密として保護されなくなるまで存続するものとする。

19.6 差止救済

本条に違反する行為又はそのおそれがある場合、金銭による損害賠償のみでは十分な救済とならないことを認め、被害当事者は、保証金の提供を要することなく、その他利用可能な法的又は衡平法上の救済に加え、差止め等の衡平的救済を求めることができるものとする。

第20条 独占

本契約に基づき会社がサプライヤーに対して秘密情報を開示する場合、契約期間中及びその終了又は満了後6か月間は、適用法令により許容される範囲において、サプライヤー又はその関連会社は、会社の事前の書面による承諾なく、非アルコール飲料を製造、販売又は流通（小売販売を除く。）するいかなる第三者に対しても、いかなる種類の物品又は役務も提供してはならないものとする。会社が当該承諾を与えた場合であっても、(i) サプライヤーは、本契約に基づき使用している者を、当該第三者に対する物品又は役務の提供に使用してはならず、また (ii) 会社の秘密情報を、当該第三者に対して物品又は役務を提供する者に開示してはならないものとする。

第21条 広報

いずれの当事者も、本契約に基づく義務の履行のために必要な場合を除き、相手方当事者の事前の承諾なく、相手方当事者又はその関連会社（会社の場合には、会社の認定ボトラーを含む。）の名称又はロゴを公表又は使用してはならず、また、相手方当事者の従業員に直接連絡してはならないものとする。

第22条 補償

各当事者は、自己の費用と責任において、相手方当事者ならびにその親会社、子会社、株主、役員、取締役、代理人、代表者、従業員及び顧客を、以下の事由に起因して生じる一切の請求、費用（弁護士費用及び訴訟費用を含む。）、損失、コスト、損害（結果損害、懲罰的損害及び懲戒的損害を含む。）、責任及び訴訟から、防御し、補償し、かつ免責するものとする。

- (1) 本契約に基づくいずれかの表明、保証、義務又はその他の条項に対する違反
- (2) 当該当事者、その子会社、役員、取締役、代理人、代表者、従業員若しくは再委託先の過失による作為又は不作為

本補償は、当該請求、費用、損失、コスト、損害、責任又は訴訟が、契約違反、保証違反、過失、無過失責任その他の不法行為に基づくか否かを問わず適用されるものとする。補償義務を負う当事者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なく、いかなる和解も行ってはならないものとする。

第23条 保険

サプライヤーは、会社から求めがあった場合、自己の保険加入状況を証明する書面を、会社が合理的に受諾可能な形式で提出するものとする。当該保険は、本契約に基

づくサプライヤーの責任に関し、補償金額及び補償範囲の両面において十分かつ包括的な内容を有し、かつ信頼性のある保険会社によるものでなければならないものとする。また、当該保険は、会社に対し 30 暦日前までに書面による事前通知を行うことなく、解除又は変更されないものとする。

第 24 条 変更

会社は、書面により、本契約を変更することができるものとする。この場合、会社及びサプライヤーは、本契約について衡平な調整を受ける権利を有するものとする。もつとも、当該調整に関する請求は、サプライヤーが当該変更の通知を受領した日から 15 日以内に、書面により相手方当事者に到達しない限り、いずれの当事者もかかる調整に関する一切の請求権を放棄したものとみなされる。

第 25 条 解除

会社は、理由のいかんを問わず、サプライヤーに対して書面による通知を行うことにより、いつでも、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。また、いずれの当事者も、相手方当事者が本契約に基づくいずれかの表明、保証又は義務に違反し、当該違反が書面による通知を受領した日から 15 日以内に是正されない場合には、本契約を解除することができるものとする。本契約が解除された場合、サプライヤーは、直ちにすべての業務を中止し、会社のデータ、記録その他一切の資料の複製物を含めて返還するとともに、進行中の業務について会社の合理的な指示に従うものとする。本契約の全部又は一部が理由のいかんを問わず解除された場合、サプライヤーが有する唯一の救済は、解除日までに履行された成果物に係る業務について、公平に算定された対価の支払を受けることとする。

第 26 条 存続

本契約の終了又は満了後も、その性質上存続することが予定されている条項は、当該終了又は満了後も引き続き有効に存続するものとする。これには、保証、監査、知的財産権、秘密情報、広報、補償、準拠法及び裁判管轄に関する条項が含まれるが、これらに限られない。

第 27 条 通知

相手方当事者に対して行われる本契約に基づく通知（以下「通知」という。）は、書面により行われるものとする。通知は、本契約の署名欄の下に記載された相手方当事者の住所宛に、受領確認を伴う方法により、直接交付、翌日配達郵便又は配送サービスによって送付することにより行われるものとする。通知を受領すべき当事者は、書

面により通知を受ける権利を放棄することができるものとする。通知は、相手方当事者に到達した時点（又は受領を拒否した場合には、その拒否が確認された時点）で効力を生じるものとする。なお、当該通知の写し（ただし、当該写し自体は通知には該当しない。）は、遅滞なく、本契約の署名欄の下に記載された相手方当事者の電子メールアドレス宛に送付されるものとする。

第 28 条 準拠法及び裁判管轄

本契約、その解釈、ならびにこれに関連し又はこれから生じる一切の紛争については、成果物が提供される法域の法令を準拠法とするものとする。ただし、成果物が複数の法域に提供される場合には、会社が設立された法域の法令を準拠法とする。いずれの場合においても、抵触法の原則は適用されないものとする。当該法域の裁判所は、これらの紛争について、専属的に管轄権を有するものとする。また、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）は適用されないものとし、明示的に排除される。

第 29 条 譲渡

本契約は、相手方当事者の書面による事前の同意なく、譲渡その他の方法により移転してはならないものとし、当該同意は合理的な理由なく留保されないものとする。ただし、いずれの当事者も、合併、統合又は自己の資産の全部若しくは実質的に全部の譲渡（売却を含む。）の結果として、本契約を相手方当事者に書面で通知することにより譲渡その他移転することができるものとする。適切な同意又は通知なく行われた譲渡又は移転の試みは無効とする。本契約は、許可された承継人及び譲受人を拘束するものとする。

第 30 条 可分性

本契約の各条項は可分であり、そのいずれかの条項が無効又は執行不能であると判断された場合であっても、当該判断は他の条項の有効性又は執行可能性に影響を及ぼすものではなく、その他の条項は引き続き完全に効力を有するものとする。

第 31 条 権利放棄

いずれの当事者も、本契約に基づく自己の権利又は救済を行使しなかったこと、又はその行使が遅れたことのみをもって、当該権利又は救済を放棄したものとみなされないものとする。

第 32 条 権利及び救済

本契約に基づく権利及び救済は、累積的なものであり、法令、衡平法その他により認められる他のいかなる権利又は救済に代わるものではなく、これらを補完するものとする。本契約において明示的に別段の定めがある場合を除き、本契約の当事者でないいかなる者も、本契約に基づくいかなる権利も取得せず、また、本契約のいかなる条項をも執行する権利を有しないものとする。

第 33 条 参照

本契約において「条」とは、本契約の該当条項を指すものとし、条見出しは参照の便宜のためにのみ付されたものであり、本契約の解釈に影響を及ぼすものではない。別紙、補遺及び添付書類への言及は、本契約に添付され、かつ本契約の一部を構成する別紙、補遺及び添付書類を指すものとする。特段の定めがない限り、「含む」又は「含まれる」という用語は「これらに限定されない」という意味で使用され、単数形には複数形を含み、また「又は」は「及び／又は」を意味するものとする。さらに、「条件」への言及には、「条件及び条項」を含むものとする。

第 34 条 完全合意

本契約は、当事者間の完全な合意を構成するものであり、当事者は、相手方当事者が提示した提案書、見積書、受諾書その他いかなる文書（反対申出を含む。）に含まれる、本契約と異なる又は追加的な条項、並びに本契約に定める正確な条件に対するいかなる追加、変更又は削除についても、当事者間で別途かつ具体的に書面により合意しない限り、その拘束を受けないものとする。各当事者は、本契約を締結するにあたり、本契約に明示的に定められていない、善意又は過失の有無を問わず、いかなる表明、説明、保証又は確約にも依拠していないこと、また、これらに基づくいかなる救済も有しないことを確認する。さらに、各当事者は、本契約に記載された事項に基づく場合を除き、善意又は過失による不実表示に基づくいかなる請求も行わないことに同意する。

第 35 条 改訂

本契約の改訂は、当事者双方が書面により承認した場合にのみ有効となるものとする。

第 36 条 署名

本契約は、複数の副本により締結することができ、それぞれが原本とみなされるものとし、これらすべてを合わせて一通の契約を構成するものとする。適用法令により認

められる範囲において、ファクシミリその他の電子的手段による署名又はサプライヤーによる本契約の履行は、原本の署名と同一の効力を有するものとし、当該署名又は履行をもって、サプライヤーは本契約に同意したものとみなされる。各当事者を代表して本契約に署名し、同意し、又は履行を指示する者は、当該当事者を代表して本契約に署名又は同意する正当な権限を有し、かつ当該当事者を本契約に拘束する権限を有していることを表明するものとする。

第37条 国別条項

本契約の準拠法が、別途定める国又は地域の法令とされている場合、又は本契約に基づく取引若しくは当事者が、別途定める国又は地域と実質的な関連性を有する場合には、当該国又は地域に関する国別条項が、本契約の一部として適用されるものとする。

国別条項（日本）

第1条 中小受託取引適正化法

1.1 法の適用

本契約に基づく取引において、会社が中小受託取引適正化法（以下「取適法」という。）に定める委託事業者に該当し、かつサプライヤーが同法に定める受託事業者に該当する場合には、本条の定めが適用されるものとする。

1.2 支払期日

発注書記載の支払条件及び本契約第9条の定めにかかわらず、取適法に基づき、会社がサプライヤーに対して支払うべき受託代金の支払期日は、会社がサプライヤーから成果物を受領した日（役務提供委託の場合は、サプライヤーが役務の提供をした日）の翌月25日とする。この場合、サプライヤーは、上記受領日又は役務提供日の月末までに、会社指定の方式で、請求書を提出するものとする。

1.3 検査完了期日

検査完了期日は、納品の14日後とする。

1.4 支払手段

受託代金の支払い方法は、銀行振込とする。

第2条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

2.1 法の適用

本契約に基づく取引において、会社が特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）に定める特定業務委託事業者に該当し、かつサプライヤーが同法に定める特定受託事業者に該当する場合には、本条の定めが適用されるものとする。

2.2 前条の準用

前項の場合においては、前条第1.2項乃至第1.4項の規定を準用する。この場合において、前条中「取適法」とあるのは「フリーランス法」と、「受託事業者」とあるのは「特定受託事業者」と、「委託事業者」とあるのは「特定業務委託事業者」と、「受託代金」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。